

# 迎春

## ～町長・議長年頭のごあいさつ～



### 新春を迎えて

上里町長

関根 孝道

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、輝かしく希望に満ちた新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、町政の推進にあたりさまざまな分野にわたり皆様からあたたかいご支援をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今年の干支は、子孫繁栄という意味と十二支の始まりとなります「子年」です。

もともと十二支は、十二年で天を一周する木星の天の位置を示す任意の数詞と言われておりますが、十二支も一巡しまして「子年」は始まりの干支であります。子年にあやかりまして、

初心に帰り一層の躍進を期するよう心を新たにと思うとともに、新春を迎えてますます町が繁栄しますよう願ってやみません。

また、始まりということ、時を同じくして『ハーモニー・ガーデン上里』を合言葉とする第四次上里町総合振興計画が平成十九年にスタートいたしました。

これまでのまちづくりを継承し、新たなまちづくりの理念として、「人と自然の共生、やさしさと思いやりの共調、歴史と知恵の共鳴」の三点といたしました。が、共通のテーマは「共に」であります。町民の皆様と行政が共に手を携えて、「だけれども上里町に住んでよかった」と言われるようなまちづくりを進めたいと考えております。

さて、昨年は、埼玉県が発表した子育て支援ランキング町村の部で第二位の評価をいただきましたが、本年には、全国町村会でこれまでのもちづくりが評価され、優良町村として表彰されることになりました。

こうした評価が得られたのも、町民の皆様と共に進めておりますまちづくりが評価されたものと考え

ており、町民の皆様と喜びを分かち合いたいと思えます。

また、大型ショッピングセンター「ウニクス上里」が昨年夏に開業しましたが、さらに本年には「仮称イオン上里店」が開業するなど、消費者の利便性向上はもとより雇用の創出など地域経済にとつて明るい話題となりました。

昨今、市町村は少子高齢社会の到来をはじめとする厳しい社会事情と国・地方が抱える長期債務などにより厳しい財政事情に直面しておりますが、こうした中、私は町民の皆様が安心して暮らしていただけるために、町の将来を思い描き、住民と行政が協働して町の地域資源を伸ばし、課題をひとつひとつ改善しながら目標に近づいていくよう、全力を尽くして町政を進めてまいります。

結びに、本年も町政に対して、町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。健康とご多幸を心からご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



### 上里町議会議長

小暮 敏美

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

町民の皆様におかれましては、ご健勝にて新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。平素より町議会に対し深いご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、上里町議会は議員定数を十四人に削減昨年十二月現在十二人し、議会の内部組織である常任委員会は総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会と二つの常任委員会に改革しました。また、議会改革として傍聴者に分かりやすくする一般質問における再質問から一問一答方式の導入町民の皆様がインターネットを使って議会の審議状況を知っていただくために、町ホームページへ議会会議録の掲載などに取り組んでまいります。

た。本年も更に町民の皆様と議会との距離を近づける努力をしていく考えであります。

さて、一年間を振り返ってみますと、長年の懸案であった御陣場川改修工事における楠川橋の完成が今春となり、温かいご飯を供給できる本庄・上里学校給食新センターの地鎮祭も挙行されました。町の第四次上里町総合振興計画の実行に向けた事務事業を行ってまいりましたが、上里サービスイリア周辺地区整備事業、都市計画道路の整備、また、高齢者福祉の充実、学校の耐震補強など多くの課題や懸案事項を抱えています。

こうした時、議会は時代の変化に対応した新たな政策提言がなされるよう、その機能の充実と議会活動のさらなる活性化に努め、執行部と共に真剣に議論を行い、町民の福祉向上と町の発展に繋がる努力をしてまいります。

終わりに、本年も町民皆様の負託に応えられる町政の推進と上里町の更なる発展が図られるよう取り組んでいく考えでありますので、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

みなさんのご協力が不可欠です！

## ダイオキシンをさらに減らすために

県内で発生したダイオキシンのうちの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。

### ◆家庭でゴミを焼却しないで！

#### 焼却しないで！

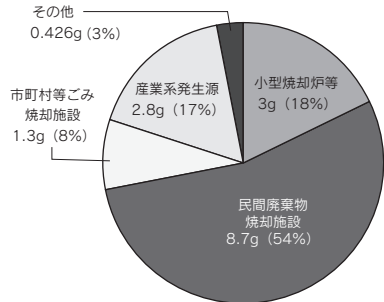
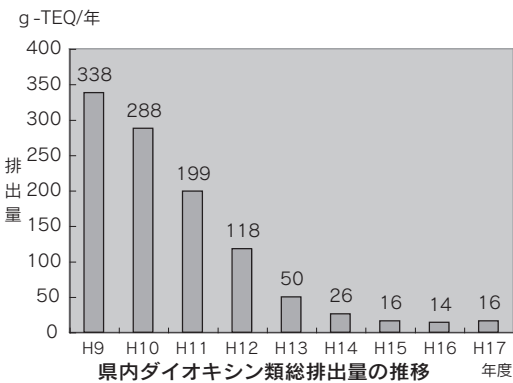
家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、焼却温度が十分にあがらないなど、不完全燃焼を起しやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。

家庭での焼却も規制対象になります。基準に合った焼却

### ◆ごみを減らす工夫を心がけて！

#### 工夫を心がけて！

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。



県内ダイオキシノ類排出量内訳

◆問合せ  
町民環境課生活環境係 ☎  
35-1224内1301・1302  
埼玉県環境部青空再生課企画調整担当 ☎048-8330-3057



『必要なものを必要なだけ買う』『使い捨て商品は買わない』『長く大切に物を使う』『過剰な包装は控える』『レジ袋はもらわない』など、ごみを作らないように心がけましょう。また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。そして、それぞれの市町村のルールに従って、ゴミ回収に出しましょう。

ダイオキシンを減らすためには、みなさんのご協力が不可欠です。



## 『冬の

## 温暖化対策』に

## ご協力を！

暖房によるエネルギー使用量が増える冬、埼玉県では温暖化防止のためのキャンペーンを実施しています。

① 冬のライフスタイル実践  
(キャンペーン期間  
12月1日～3月20日)

カーディガンやベストなどを重ね着したり、暖かい下着を着るなど、温かく過ごす工夫をして暖房温度を適温(20℃以下)に設定しましょう。

② 冬のエコライフDAY  
(キャンペーン期間  
12月1日～3月20日)

一日、環境によい生活にチャレンジしてみませんか？省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握していただきます。チェックシートは、役場町民環境課にあります。

自治会、学校、団体、企業単位で、または埼玉県のホー

ムページからも参加できます。  
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/ecoLifeDAY.html>)  
温暖化防止は皆さん一人ひとりが主役です。身近な省エネをお願いします。

### 『スマートライフ』で冬あったか！

窓際に丈の長いカーテンをかける、暖房と電気カーペットを併用する、電気こたつは敷布団と掛け布団をセットで使うなど、ちょっとした工夫で上手にエネルギーを使うことができます。地球にやさしいスマートライフで冬を乗り切りましょう。

### ◆問合せ


埼玉県環境部温暖化対策課 ☎048-8330-3030

③ ~お説びと訂正~

広報12月号の『上里町分別収集計画』記事の中で、表中における数値の単位はt(トン)となります。訂正してお説び申し上げます。

税金は 暮らしを支える 心の輪

(上里北中3年 長井友代さん 作)



**町民税の申告は**  
『2月18日(月)』  
3月17日(月)です。

町では、2月18日(月)から3月17日(月)まで、『平成20年度町民税申告』と『平成19年分所得税の確定申告の一部(還付申告など簡易な申告等)』の申告相談等を行います。毎年、申告期間間近になると、会場が混雑し長時間お待ちいただくことがあります。できるだけ指定日にお出かけください。

平成20年度町民税申告は、平成19年分(平成19年1月～12月)の所得が対象となります。

申告相談では、みなさんの申告にもとづいて、職員が申告書の作成をお手伝いします。下記日程表により、必ず受付時間内にご来場ください。

申告のお知らせや申告書は送付いたしません。申告が必要と思われる方は、自主的な申告をお願いします。

なお、郵送による住民税申告を希望される方は、ご連絡をいただければ申告書を送付します。

**◆申告が必要な方**

- 平成20年1月1日現在、上里町に住所(居所)があり、次の①～⑩のいずれかの要件に該当する方(所得税の確定申告書を提出した方は不要)
- ① 農業・営業を営んでいる方
  - ② 不動産(地代・家賃)・利子・配当等の所得がある方
  - ③ 公的年金等に係る所得のある方
  - ④ 生命保険の満期返戻金などの一時所得があった方

**申告受付地区別日程表**

◆会場 上里町役場・4階大会議室  
◆受付時間 午前の部…午前9時～11時、  
午後の部…午後1時～4時

※指定日に都合の悪い方のための申告日[3月13日(木)・14日(金)・17日(月)]を設けてありますが、大変な混雑が予想されますので、下記期限内の都合のよい日に申告をしてください。

月 日	相談地区
2月 18日(月)	簗・金下・金上
19日(火)	内出・西金・金下東・勝一
20日(水)	勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
21日(木)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・宮
22日(金)	下郷・上郷・久保・西大御堂
23日(土)	
24日(日)	
25日(月)	東大御堂・寺西・新堀・並木沖
26日(火)	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内
27日(水)	横町・阿保町・長浜町
28日(木)	立野・立野南・久城
29日(金)	本郷一・本郷二・本郷三
3月 1日(土)	
2日(日)	
3日(月)	古新田
4日(火)	三田
5日(水)	京塚・久保新田
6日(木)	四ツ谷・三軒
7日(金)	西原町東・西原町西・一丁目
8日(土)	
9日(日)	
10日(月)	東町東・東町西・二丁目・三丁目・四丁目
11日(火)	五丁目・宮本町
12日(水)	八町河原・忍保
13日(木)	指定日に都合の悪い方(町内全域)
14日(金)	指定日に都合の悪い方(町内全域)
15日(土)	
16日(日)	
17日(月)	指定日に都合の悪い方(町内全域)

- 譲渡所得(土地・建物の売却収入、株の取引など)がある方は、税務署で申告してください。
- 申告のお知らせ(通知書)は送付いたしません。自主的な申告をお願いします。
- 農業所得者は、すべて収支計算となります。収支内訳書や月別集計表を作成の上、ご来場時に持参してください。
- 年金収入のみの方は、『年金所得者確定申告記載指導会(次ページ参照)』でも申告書を作成することができます。

**◆申告に必要なもの**

- ① 印鑑
  - ② 申告者の口座番号控え
- 所得税の還付が生じる場合は、申告者の口座に振り込みます。金融機関名、支店名、口座番号等を控えてきてください。また、所得税を納める方が新たに口座引き落としを希望される場
- ⑤ 生命保険契約に基づく年金や、原稿料・講演料などの雑所得のある方
  - ⑥ 勤務先から町へ『給与支払報告書』の提出がない方
  - ⑦ 平成19年中に中途就職や中途退職した等で、勤務先で年末調整していない方
  - ⑧ 給与所得のほかに①～⑤の所得がある方、または2か所以上から給与を受けている方
  - ⑨ 医療費控除などを受けようとする方
  - ⑩ 年末調整後に、扶養・保険料控除等を変更する方
- みなさんの自主的な申告をお願いします。
- ※国民健康保険に加入している16歳以上の方も申告が必要です。



**本庄税務署からのお知らせ**

**平成19年分  
年金所得者の確定申告説明会  
(収入が年金のみの方)**

開催日・開始時間	会場
2月7日(木)	本庄市役所 6階大会議室
①午前10時～ ②午後2時～	
2月8日(金)	上里町役場 4階大会議室
午後2時～	

※受付は開始時間の30分前から行います。説明開始後の入室はご遠慮ください。

※都合のよい会場をご利用ください。

**【当日持参するもの】**

- 平成19年分『公的年金等の源泉徴収票』及びその他の年金の支払い調書または計算書
- 国民健康保険、生命保険、地震保険等の控除(払込)証明書
- 医療費控除を受ける方は、平成19年分の医療費の領収書(事前に集計表を作成しあわせてお持ちください)
- 印鑑、ボールペン、のり、電卓等の筆記具及び計算機具

問合せ…本庄税務署 [☎22-2111]

合は、申告者の口座番号等のほか、金融機関登録印が必要となります。

**③所得計算の基礎となる書類**

- ・給与および年金所得者：源泉徴収票
- ・事業所得者：収支内訳書(申告者本人が作成)
- ・農業所得者：収支内訳書または月別集計表(申告者本人が作成)
- ・不動産所得者：収支内訳書
- ・または収入金額、必要経費が分かる書類および固定資産税の領収書と課税明細書
- ・配当所得、一時所得、雑所得などがある方：計算書や支払調書

**④領収書・控除証明書**

(平成19年中に支払った金

- ・国民健康保険税
- ・国民年金保険料(控除証明書の提出または提示が義務付け)
- ・介護保険料(1号)
- ・生命保険料(一般の生命保険・個人年金保険など)
- ・地震保険料(旧長期損害保険も対象になる場合あり)

**⑤医療費控除を受ける方**

- ・医療費などの領収書
- ・健康保険組合等で出産費や高額療養費等の補てんがあれば、支給額の分かる書類
- ※申告者本人で合計を計算して、会場へお越しください。

**⑥障害者控除を受ける方**

- ・障害者手帳
- ・療育手帳

**額のもの**

- ・精神障害者手帳
- ※介護保険の要介護認定(要支援を除く)を受けている方で、身体障害者手帳がない場合でも、町の交付する『障害者控除対象認定書』を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります。

**⑦学生証が在学証明**

(学生のみ)

- ⑧その他必要と思われるものは、必要書類が不備の場合は、再度ご来場いただくこともありますので、ご注意ください。

**◆問合せ**

税務課住民税係  
☎35-1220内1802・1803・1905]

**3月17日まで!**

**住民税の住宅ローン控除申告**

税源移譲で所得税が減り、受けられるはずの住宅ローン控除の額が減ってしまう方は、申告をすることで、控除しきれなかった分を住民税から控除します。

**◆対象者**

平成11年～18年末に同居し、すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方

**◆申告期間**

1月4日(金)～3月17日(月)

**◆申告書**

役場税務課住民税係⑩番窓口、町のホームページなどで入手

**◆申告方法**

税務課住民税係 [☎35-1220内1802・1803・1905]

確定申告をする方↓確定申告書とともに税務署へ提出  
・年末調整だけの方↓源泉徴収票を添付の上、1月1日にお住まいの市町村に提出  
※上里町役場では、2月15日(金)までは税務課住民税係⑩番窓口、2月18日(月)以降は4階大会議室(申告会場)で受け付けます。

**◆申告結果**

・該当になる方↓6月以降の住民税額が減額  
・認められない場合↓6月に却下通知をご本人宛に通知

**◆問合せ**

税務課住民税係 [☎35-1220内1802・1803・1905]

**納税窓口**

夜間・休日開庁のお知らせ

**◆1月の開庁日**

[夜間(午後9時まで)]

1月7日(月)・15日(火)・25日(金)

[休日(午前8時30分～正午)]

1月13日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

**◆窓口・問合せ**

税務課収税係

[(1階西側)☎35-1220内1121]

**◆お知らせ◆**

税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を!

⑤

※医療費控除・住宅借入金特別控除(19年中入居者)の記載指導日は、同時配布の「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

消費者啓発・トラブル情報 ⑥1

# クーリング・オフ回避を狙う業者に気を付けましょう！

## ◆ 相談事例

- ①パソコン教室に1年間通学する契約を交わし、約30万円の代金を支払ったが、やはり1年間の継続は無理だと思ふようになり、8日後にクーリング・オフの申出をした。すると「訪問販売ではないので、クーリング・オフはできません。」と言う。半年間の受講へ切り替えることはできるが、以前に支払い済みの入学金を、再度支払う必要があると言われた。
- しかたなく1年間の契約を継続することにし、40回くらい受講したが、講師が遅刻する、講座中に清掃や模様替えが行われる、他の受講生より悪い対応をされるなど我慢できないことが多く、解約したい。
- ②ブランドの洋服を扱っているという若い女性から電話で誘われ、駅で待ち合わせることになり、その際ケーキを買って持ってくるよう言われた。ブランドものの話をしながら食べようということかと思い、そのとおりにした。しかし、女性の勤めている店に連れて行かれ、カタログを見せられたり、試着を勧められたりして長時間にわたり購入をすすめられた。高額なので払えないと断ったが、なんとかなるからとさらに説得され、結局70万円で購入する契約をした。収入は実際より多く書くよう言われた。契約後、店員達とケーキを食べた。やはり、これからの支払いが心配になり、キャンセルはできないのかと聞いたら、できないと突っぱねられた。もう解約はできないのか。



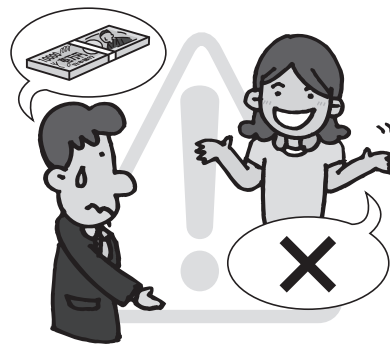
## お答えします

『特定商取引に関する法律』では、一定の場合に、クーリング・オフによって無条件に契約を解除する権利を消費者に与えています。

事例①のパソコン教室は、エステ・学習塾・外国語教室などと並んで、一定以上の契約金額や期間であれば『特定継続的役務』にあたり、クーリング・オフが認められています。特定継続的役務の場合は、訪問販売や電話勧誘販売といった取引形態上の制限はありません。業者の「訪問販売ではないので、クーリング・オフはできない」という発言は、虚偽の説明となります。なお、本件では契約書面の交付もしていませんでした。

事例②では、業者は、契約は店頭販売だから『特定商取引に関する法律』は適用されないしキャンセルはできない、と断言したようです。本件の場合、契約場所は店頭ですが、最初の電話で販売する目的を告げずに呼び出しており、『訪問販売』に当たります。したがって、クーリング・オフができますし、店員の「キャンセルはできない」という発言は、虚偽の説明をしたこととなります。

いずれの事例も、クーリング・オフにより契約が解除され、支払った金額は返されました。クーリング・オフができるにもかかわらずできないと言ったり、代わりに条件を提示したりして、解約を阻止しようとする業者が見受けられます。そのようなことがあった場合には、早目にお近くの相談窓口にて御相談ください。



### ■困ったときの相談窓口は…

◆上里町役場『消費生活相談窓口』（産業振興課農政商工係内 [☎35—1232内2532]

毎週金曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分

◆消費生活支援センター熊谷 [☎048—524—0999・FAX048-525-6316]

(土・日の相談窓口)

◆社団法人全国消費生活相談員協会 [毎週土・日、午前10時～午後4時 ☎03—3448—1409]

## 民生委員・児童委員、 主任児童委員が新しく委嘱されました

12月1日より各行政区の民生委員・児童委員が新しく委嘱されました。民生委員・児童委員は、住民の方の生活状態を必要に応じ把握し、援助を必要とする方が自立した日常生活を営んだり、福祉サービス等を適切に受けたりできるような生活に関する相談に応じ、地域の方が安心して暮らせるような支援を行います。

該当地区	氏名	電話番号
黨	荻野 順子	33-8343
内出・西金	中里 千津子	33-0676
金久保(下)	根岸 肖次	33-5950
金久保東	橋本 喜久子	33-0984
金久保(上)	飯島 徹雄	33-0729
勝場	福島 晋一郎	33-1515
原	清水 操	33-0353
天神・真下	赤沼 京子	33-1801
堀込	出口 善和	33-1634
帯刀	岡田 善次郎	33-6642
五明	細井 壽秀	33-5331
下郷・宮	笠原 洋子	33-5204
上郷・久保	赤見 節子	33-1293
大御堂(西)	山田 陽子	33-5438
大御堂(東)	中久木恵美子	33-5571
藤木戸	石井 玉枝	33-1419
田中・石倉丹蔵・岡	飯島 なほ子	33-5736
堀之内	木村 達夫	33-0339
東堤	植原 義弘	33-7387
横町・阿保町	澁澤 美千代	33-0354
長浜町	坂本 松江	33-0326
	坂本 浩三	33-3402
立野(上里学園)	木村 光子	33-3536
立野南・久城	高橋 則子	33-3794
本郷一	金井 佐一	33-5789
本郷二	植井 孝男	33-3136
本郷三	坂本 陽子	33-0196
京塚	飯田 光子	33-1743
	吉村 久美子	33-5870
古新田	福島 勝弘	33-2822
	岩田 高子	33-7205
	中条 義敏	33-9336
三田	池田 章司	33-6360
	田村 ヒサ子	33-8495
	澤井 活子	33-3241
三軒	松田 節子	33-8910
	鈴木 映子	33-0574
久保新田	高木美智子	33-0948
	高橋 ゆり子	33-8500
四ツ谷	福島 榮	33-6297
西原町東	福島 勲	33-6189
西原町西	堀江 喜三男	33-6174
一丁目	猪岡 壽	33-2451
	猪野 健一	33-5426
二丁目	久保 宏	33-0479
三丁目	田中 邦夫	33-2733
四丁目	加島 三子二	33-9262
五丁目	小野 玲子	33-0902
	岩田 正勝	33-3085
東町	保坂 裕美	33-3084
宮本町(東)	齋木 直一	33-3503
宮本町(西)	江上 誠	33-4190
八町河原	塩原 美恵	33-0287
忍保	小暮 健太郎	33-7130
主任児童委員	平野 和子	33-7717
	高橋 茂雄	33-2930
	小林 保子	33-8603

◆問合せ…福祉子ども課社会福祉係 [☎35-1236 (直通)]

## 平成20年度 放課後児童クラブ生募集



各放課後児童クラブでは、下記のとおり平成20年度クラブ生の募集を行います。

クラブ名(対象地域)	住所・電話番号	定員
① 七本木児童館放課後児童クラブ(七本木小)	七本木393 ☎35-1356	40
② 上里町東児童館放課後児童クラブ(上里東小)	七本木1800-3 ☎35-3451	60
③ 神保原児童館放課後児童クラブ(神保原小)	神保原町1393 ☎33-3621	40
④ 長幡児童館放課後児童クラブ(長幡小)	長浜977-1 ☎35-3541	40
⑤ 賀美児童館放課後児童クラブ(賀美小)	金久保889 ☎34-1100	50
⑥ 風の子クラブ(神保原小)	神保原町1306-1 ☎33-2646	随時募集
⑦ ちびっこクラブ(長幡小・七本木小)	七本木438-4 ☎33-6792	
⑧ げんきクラブ(上里東小)	七本木1534-1 ☎34-0297	

### ◆保育時間

①②③④⑤…放課後～午後5時30分(必要に応じて6時30分まで延長可)[長期学校休業日等…午前8時(土曜日は午前9時)～午後6時30分までの間で必要に応じ延長可]

⑥⑦⑧…放課後～午後6時30分[長期学校休業日等…⑥午前8時～午後6時30分、⑦⑧午前7時30分～午後6時30分]

### ◆対 象

昼間保護者が就労等で保育に欠ける小学1～3年生までの児童(⑥～⑧は6年生まで可)

※各児童館クラブにおける申し込みは、①～⑤が1月25日(金)まで、⑥～⑧は随時募集となっています。

※申込用紙は、各クラブに用意してあります。

※保育料等詳細については、各クラブへ問合せください。

### 指名競争入札の結果

※単位は円。金額については消費税込みの契約金額です。

### ◆平成19年11月29日分

工 事 名	落札金額	落札業者
① 平成20年度版 生涯学習カレンダー印刷製本	1,575,000	朝日印刷工業㈱
② 平成19年度 上里中学校教育用コンピュータ賃借	月額255,780	リコーリース㈱関東支社
③ 平成19年度 三町地内(町道7334号線) 道路改良舗装工事	20,685,000	東和建設㈱
④ 平成19年度 上水道配水管布設(19-11) 工事	4,830,000	木村工業㈱
⑤ 平成19年度 上水道配水管布設(19-13) 工事	1,144,500	上里町管工事業協同組合



# 『児童手当』『児童扶養手当』『特別児童扶養手当』 『ひとり親家庭等医療費支給事業』のご案内

問合せ…福祉こども課こども青少年係 [☎35-1236 (直通)]

## ～ 児童手当 ～

### ●児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

また、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るために、平成19年4月から3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について倍増し、一律月1万円になりました。

### ●支給対象

児童手当等は、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が所得制限限度額以上の場合には、手当は支給されません。

### ●支給額（月額）

#### ◆3歳未満の児童

一律10,000円（月額）

#### ◆3歳以上の児童

第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円（月額）

※児童手当等は、原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

### ●その他注意事項

児童手当等は、『認定請求書』または『額改定届』を提出し、町の認定を受けなければ手当を受ける権利が発生しませんのでご注意ください。なお、手当は原則として請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。



## ～ 児童扶養手当 ～

### ●児童扶養手当制度とは

父のない児童の家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために、母や母に代わってその児童を養育している方に支給されます。また、父親がいても、極めて重度の障害がある場合には支給されることがあります（児童とは、18歳になった年の年度末まで、一定の障害がある児童は20歳になるまで）。

### ●支給額

手当額は、所得制限により表①のいずれかの額になるか、全額が停止されます（所得は、申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくする扶養義務者のものを確認）。

手当は、認定の場合、申請を受け付けた翌月分から支給になり、1年に3回、4月・8月・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

表①

児童数	区分	
	全部支給	一部支給
1人	41,720円	41,710円～ 9,850円
2人	46,720円	46,710円～14,850円
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円加算	

## ～ 特別児童扶養手当 ～

### ◆特別児童扶養手当制度とは

精神又は身体に一定の障害（政令で定める程度以上）のある20歳未満の児童を育てている方に支給される手当です。

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ②対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき

### ◆支給額

手当額は、所得制限により表②のいずれかの額になるか、全額が停止されます。

手当は、認定の場合、申請を受け付けた翌月分から支給になり、1年に3回、4月・8月・11月にそれぞれの前月分（11月の支払いについては、11月分も含む）までが支給されます。

表②

障害の状態	支給額（児童1人につき）
1級（重度）	50,750円
2級（中度）	33,800円

## ～ ひとり親家庭等医療費支給事業 ～

### ■ひとり親家庭等医療費支給事業制度とは

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその児童（18歳になった年の年度末）を育てている養育者家庭、または父（母）に一定の障害がある家庭のみなさんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です（児童扶養手当に準じた所得制限等があります）。

面積	単価	公売価格	用途地域
①約340㎡ (約102.8坪)	54,800円/㎡	18,632,000円	第二種中高層住居 専用地域
②約295㎡ (約89.2坪)	45,700円/㎡	13,481,500円	

◆保留地ローンについて  
町と協定を結んだ金融機関の融資を利用することもできます。

◆申込受付  
平成20年3月21日(金)までの間、午前9時～午後4時まで、上里町役場2階・まち整備課へ必要書類を持参してください（郵送不可、土・日・祝祭日除く）。

◆公売案内書の配布  
上里町役場・2階まち整備課都市計画係で午前9時～午後5時までの間にお渡しします（土・日・祝祭日除く）。  
必要事項が記載されていますので、保留地を希望する方は必ずお読みください。

◆申込資格及び条件  
①契約行為ができる方  
②自己の住宅を新築しようとする方  
※申込は1世帯1人です。ただし共同で申し込む場合を除きます（申込者が契約者・登記名義人となりますので、共有希望の方は共同で申し込みください）。

◆神保原駅南土地区画整理地区内の保留地を公売します  
神保原駅南土地区画整理事業地区内の保留地を申し込み順により公売しています。

◆問合せ…まち整備課都市計画係 ☎35-1227内2121



# 平成20年4月からはじまる 後期高齢者医療制度の保険料

## ①保険料は被保険者全員が納めます

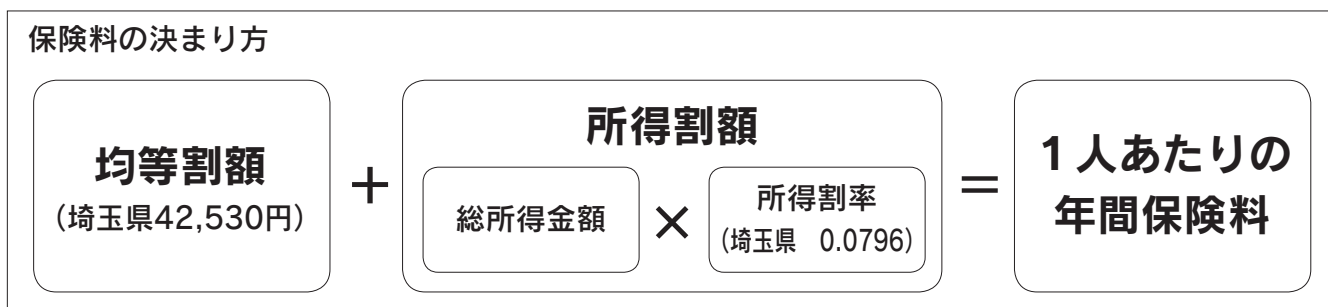
後期高齢者医療制度の保険料は被保険者一人ひとりが納めます。これまで保険料を納付していなかった職場の健康保険などの被扶養者だった方も、75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）になると原則として保険料を納めることとなります。

保険料額は制度を運営している後期高齢者医療広域連合（都道府県単位で設立、市区町村が加入）が、年度ごとに決定します。



### ●保険料はどのように決まります

保険料は被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計額となります。埼玉県は下記のとおり決定しました。



※所得割額と所得割率は2年ごとに各広域連合で見直されます。

※年金収入だけの被保険者については、収入額が153万円以下の場合には所得割は課されません。

※保険料の賦課限度額は年50万円です。

## ②このような方は保険料が軽減される場合があります

### ●所得が低い方

所得が低い方は、保険料の『均等割額 (42,530円)』が世帯の所得水準によって7割、5割、2割軽減されます。

軽減割合	対象世帯（被保険者および世帯主）
7割軽減	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

※基礎控除額は、税制改正などで変わることがあります。

### ●職場の健康保険などの被扶養者だった方

職場の健康保険などの被扶養者だった方は、平成20年4月から9月までは保険料が免除され、平成20年10月から納めることとなりますが、平成21年3月までは均等割額が9割軽減されます(所得割は課されません)。また、被保険者になった月から数えて2年間は均等割額が5割軽減されます(所得割は課されません)。

#### ◆対象になる方◆

- ・制度施行日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方
- ・制度施行後に75歳になって資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方

### ③保険料はこのように納めます

保険料の納め方は年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金から保険料があらかじめ差し引かれます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書や口座振替で個別に納めます（普通徴収）。

#### 年金から差し引き（特別徴収）

##### 対象となる方

年金が年額18万円以上の方（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）  
 ※年6回の年金定期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）

前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます。

本徴収		
10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。

#### 納付書で納付（普通徴収）

##### 対象となる方

- ・年金が年額18万円未満の方
  - ・介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- ※職場の健康保険などの旧被保険者本人の方は、平成20年4月～9月の間は普通徴収となります。

##### 納め方

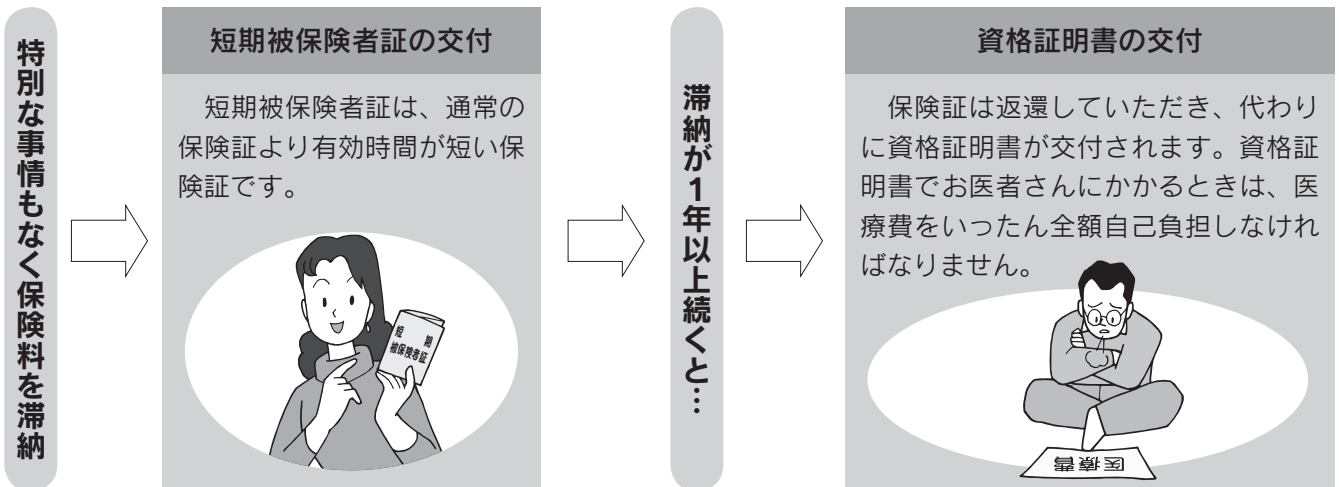
町から送付される納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

##### ●口座振替を利用しましょう！

保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。保険料の納付書・預金通帳・通帳の届出印を持って、指定の金融機関でお申し込みください。

### ④保険料を納めていないと…

保険料を納めていないと、納めていなかった期間に応じた措置がとられます。ご注意ください。



※災害など特別な事情で保険料の納付が難しいときは、お早めに担当窓口にご相談ください。

問合せ…健康保険課医療年金係 [☎35-1222内1222]